# 株主各位

神奈川県川崎市川崎区水江町3番1号

# 東亜石油株式会社

代表取締役社長 玉 井 裕 人

# 第146回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第146回定時株主総会を下記により開催いたしますので、 ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され、平成31年3月26日(火曜日)午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成31年3月27日(水曜日)午前10時
- 2. 場 所 神奈川県川崎市川崎区日進町1番地 川崎日航ホテル 11階「橘」 (末尾記載の略図をご参照ください。)

#### 3. 目的事項

- 報告事項 1. 第146期(自平成30年1月1日至平成30年12月31日) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人 および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第146期(自平成30年1月1日至平成30年12月31日) 計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案 会計監査人の選任の件

第6号議案 役員賞与の支給の件

以上

- 1. 添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、 インターネットの当社ウェブサイト (https://www.toaoil.co.jp) にお いて、修正後の事項を掲載させていただきます。
- 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に ご提出くださいますようお願い申し上げます。

## (添付書類)

# 事業報告

(自 平成30年1月1日) 至 平成30年12月31日)

# 1. 企業集団の現況に関する事項

# (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が続いているものの、米中貿易摩擦の激化が及ぼす影響について警戒感が高まっております。石油業界においては、製品需要の減少を背景として石油元売り各社が設備過剰を解消するための対策や再編に向けた取り組みを進めました。

原油価格については、ドバイ原油で年初1バレル64ドルから始まり、米国によるイラン制裁等、中東情勢緊迫化などの影響で価格が上昇し、10月には83ドルとなりました。その後は、産油国による原油生産量の増加や世界経済の減速懸念などを背景に価格が下落し、年末には54ドルとなりました。

このような状況にあって、石油事業・電気事業を経営の柱にしている当社グループは、石油事業においては、昭和シェル石油株式会社との受託精製契約のもとで受託精製を行い、また、電気事業においては、昭和シェル石油株式会社との受託発電契約ならびに東京電力エナジーパートナー株式会社との電力受給契約のもとで電力供給を行ってまいりました。

石油事業につきましては、米国によるイラン産原油の輸入禁止措置などを受けて、原油処理の多様化を進めたほか、大消費地に近い当社の立地を活かすべく陸上出荷設備の増強などを行いました。原油・原料油処理量は、5,074千kL(前期比6.1%増)となり、京浜製油所は安定的に稼働しました。

売上高25,435百万円(前期比7.0%減)、営業利益2,883百万円(前期比13.2%増)となりました。

電気事業につきましては、連結子会社であった株式会社ジェネックスを平成30年6月1日に吸収合併し、同時に、昭和シェル石油株式会社からの受託発電を開始いたしました。また、従来行っていた東京電力エナジーパートナー株式会社への電力卸供給については、受託発電した電力の一部を用いて継続しました。送電量は1,429百万kWh(前期比8.0%増)となり、水江発電所は安定的に稼働しました。

売上高8,860百万円 (前期比14.7%減)、営業利益1,268百万円 (前期比99.0% 増)となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高30,760百万円(前期比2.6%増)、営業利益4,152百万円(前期比30.4%増)、経常利益4,169百万円(前期比32.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益2,775百万円(前期比12.2%増)となりました。

# (2) 設備投資等の状況

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備 該当事項はありません。
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充 該当事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失 該当事項はありません。

# (3) 資金調達の状況

当社グループにおける当連結会計年度中の増資、新規の長期借入等はありません。

## (4) 対処すべき課題

今後の我が国経済においては、引き続き景況感の改善が見込まれている一方、石油業界においては国内製品需要の減少が継続しています。国は石油各社に原油の有効利用(安価な重質原油から付加価値の高い白油等をより多く生産すること)を進める、重質油分解装置の稼働率向上、製油所間連携、能力増強等の生産性の向上を促しております。また、石油元売り各社は、国外に目を向けつつ石油に限定しない総合的なエネルギー企業を目指した取り組みを進めています。

このような状況の中、首都圏へのエネルギー供給の一翼を担う当社グループは、高い重質油分解装置能力とそれに連携した発電設備を有効に活用し、以下の四項目を課題として取り組みを継続し、石油精製・発電のエキスパートとして社会が求めるエネルギーを提供してまいります。

#### ① 人の育成と組織の活性化

当社は「求める人材像(自立・協働・挑戦)」を定義し、社員一人ひとりが心がけるべき行動の指針として明示しております。すべての社員が「あるべき姿を思い描き、自発的に行動する」ということを強く意識し、広い視野で常に改善の気持ちをもつことを価値とする文化を醸成してまいります。

② 安全・安定操業とHSSE (健康・安全・危機管理・環境) の確保

当社はHSSEの確保を経営理念の第一に掲げております。事故ゼロ・災害ゼロ・環境トラブルゼロならびに品質事故ゼロに向けた取り組みを継続し、当社の経営の基盤強化を図ってまいります。

また、平成31年秋に実施する京浜製油所の定期修理工事ならびに水江発電所の定期点検工事は製造・発電設備をすべて停止する大規模なものになります。これら工事の実施にあたっては、運転停開始時の環境保全、工事施工時の安全の確保を確実なものとするため、万全を期した体制を取ってまいります。

## ③ 収益の向上

収益を拡大するためには、原油・原料油処理量を増やし、灯油・軽油を中心とした中間留分を増加させるほか、当社が保有する重質油熱分解装置を中心とした分解装置を高稼働に維持し、製品付加価値を増加させることが重要となります。運転最適化や将来に向けた設備対応を進め、収益の向上を図ってまいります。

### ④ 内部統制の強化

ステークホルダーの皆様から信頼され共感していただけるよう、コンプライアンスを遵守し、倫理的に高いレベルの行動を実践してまいります。また、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、業務執行者に対する監督機能の強化などコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

なにとぞ、株主の皆様におかれましては、企業価値を高めるための当社グループの取り組みに対して一層のご支援とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成27年度 第143期	平成28年度 第144期	平成29年度 第145期	平成30年度 第146期 (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	33, 340	30, 557	29, 979	30, 760
経常利益(百万円)	4, 701	3, 318	3, 147	4, 169
親会社株主 に帰属する(百万円) 当期純利益	2, 261	2, 315	2, 472	2, 775
1株当たり当期純利益(円)	181.82	186. 11	198. 77	223. 11
総 資 産(百万円)	103, 213	89, 626	89, 203	94, 947
純 資 産(百万円)	25, 830	27, 365	29, 365	28, 667

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中平均の発行済株式の総数 (自己株式数を控除)で除して算出しております。
  - 2. 平成30年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施 しております。1株当たり当期純利益は当該株式併合が第143期期首に 行われたと仮定し、算定しております。

# (6) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社の状況

当社の親会社は昭和シェル石油株式会社であり、同社は当社株式を6,234千株(出資比率50.1%)保有しております。

昭和シェル石油株式会社は、石油事業においては受託精製契約に基づき、 当社が生産した石油製品を主に東日本において販売すると共に、電気事業に おいては受託発電契約に基づき、当社が発電した電力を販売しております。

また、当社の短期運転資金については、昭和シェル石油株式会社のグループファイナンスにより調達しております。

当社が親会社とこれらの取引をするに当たっては、市場価格等から算定した価格をもとに決定しております。また、当社と親会社が重要な契約を締結する際は、少数株主保護の観点から、取締役会で審議することとしており、すでに締結している契約についても、定期的または必要に応じて見直しをすることとしております。取締役会での審議過程において、監査等委員は当社と支配株主との間の公平性が確保されるよう監視しております。

## ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
東亜テックス株式会社	40百万円	100%	当社の構内作業等の受託

# ③ 特定完全子会社に関する事項 該当事項はありません。

## ④ その他

技術援助等の提携を行っている主な相手先は、米国: ExxonMobil Catalysts and Licensing, LLC、日本:日揮ユニバーサル株式会社ならびに昭和シェル石油株式会社であります。

# (7) 主要な事業内容

Ę	ļ.	当	<b></b>	主 要 製 品 (事業内容)
石	油	事	業	昭和シェル石油株式会社との受託精製契約のもとで原油・原料油の受託精製事業を行っております。
電	気	事	業	昭和シェル石油株式会社との受託発電契約、ならびに、東京電力エナジーパートナー株式会社との電力受給契約のもとで電力供給事業を行っております。

(注) 当社グループの事業内容から判断し、主要製品ではなく事業内容を記載しております。

# (8) 主要な営業所および工場

		名				称		所 在 均	也
=	当	社	本				社	神奈川県川崎市川崎区水江町3番1	号
=	当	社	京	浜	製	油	所	神奈川県川崎市川崎区水江町3番1	号
= 7	当	社	水	江	発	電	所	神奈川県川崎市川崎区水江町3番1	号

# (9) 従業員の状況 (平成30年12月31日現在)

事	業区	分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
石	油 事	業	469名	3名減
電	気 事	業	33	2名増
合	į	計	502	1名減

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり社外への出向者は含まず、受入出向者を 含んでおります。
  - 2. 従業員数は、臨時雇員 (パートタイマー) 年間平均雇用人数 (8時間換算) 13名を含んでおりません。

# (10)主要な借入先(平成30年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
昭和シェル石油株式会社	9,700 百万円

# 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 30,000,000株

(2) 発行済株式の総数 12,440,278株(自己株式3,222株を除く。)

(3) 株主数 5,274名

## (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
昭和シェル石油株式会社	6,234千株	50.1%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	941	7. 6
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	246	2.0
東京海上日動火災保険株式会社	218	1.8
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	148	1. 2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	142	1. 1
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NONTREATY	140	1. 1
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	137	1. 1
時 津 昭 彦	120	1.0
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	116	0. 9

<sup>(</sup>注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

# (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

# 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

<sup>2.</sup> 持株比率は自己株式 (3,222株) を控除して計算しております。

# 4. 会社役員に関する事項

# (1) 取締役の氏名等(平成30年12月31日現在)

E	E	名	7	地 位 お よ び 担 当 重要な兼職の状況
玉	井	裕	人	取締役社長(代表取締役)
淡	島	敬	_	常務取締役 (電力業務統括)
白	木		郁	常務取締役(人事総務・経理財務・ 経営企画・情報システ ム・環境安全担当)
枦		昭	彦	取締役(京浜製油所長)
岡	田	智	典	取締役 昭和シェル石油株式会社 代表取締役副社長
熊	坂	真	紀	取締役 (監査等委員)
木	村		滋	取締役(監査等委員)
中	村		新	取締役(監査等委員) 弁護士

- (注) 1. 行動原則は社長が担当しております。また、監査倫理室は、社長の直轄 となっております。
  - 2. 取締役 木村 滋氏および中村 新氏は、社外取締役であります。
  - 3. 取締役 木村 滋氏および中村 新氏は、東京証券取引所が指定を義務 付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
  - 4. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、監査 倫理室との密な連携を図るため、監査等委員の熊坂真紀氏を常勤監査等 委員に選定しています。

## (2) 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報酬等の額
取締役(監査等委員を除く) (うち、社外取締役)	6名 ( <del>一</del> )	98, 968千円 (一)
取締役(監査等委員) (うち、社外取締役)	3 (2)	33, 840 (16, 800)
合 計	9	132, 808

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額 10,200千円は含まれておりません。
  - 2. 上記報酬等の額には、平成31年3月27日開催の第146回定時株主総会において決議予定の役員賞与11,200千円を含んでおります。
  - 3. 上記取締役の支給人員・報酬等には、平成30年3月27日開催の第145回 定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
  - 4. 当社の社外役員が当社の親会社等ならびに親会社等の子会社等から受けた役員としての報酬はありませんので記載を省略しております。
  - 5. 株主総会決議による役員報酬限度額は、以下の通りです。 取締役(監査等委員である取締役を除く)分:年額192百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まれておりません。) 監査等委員である取締役分:年額48百万円以内

# (3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係 該当事項はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

区	分		氏	名		主 な 活 動 状 況
社外取	<b>文締役</b>	木	村		滋	当事業年度において10回開催された取締役会に10回出席し、また、16回開催された監査等委員会に16回出席しました。主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営全般に関する助言、適切な意見の表明がありました。
社外取	文締役	中	村		新	当事業年度において10回開催された取締役会に10回出席し、また、16回開催された監査等委員会に16回出席しました。主に弁護士としての専門的見地から、当社経営上有用な指摘、適切な意見の表明がありました。

# (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は非業務執行取締役4名(岡田智典氏、熊坂真紀氏、木村 滋氏、中村 新氏)との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。

# 5. 会計監査人の状況

# (1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

## (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の 利益の合計額	32,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく会計監査 人としての監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分して おらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額 を記載しております。
  - 2. 監査等委員会は、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断を行っております。

## (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員より、解任した旨および解任の理由を解任後最初に招集される株主総会におきまして報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を 勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提 出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は 当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

# 6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、以下の通り取締役会において決議しており、本内容に沿った整備を進めております。

当連結会計年度におきましては、個人および組織のコンプライアンスに対する意識向上を図るため、全社員研修ならびにWebラーニング等による教育を継続し、コンプライアンス意識やITセキュリティ意識の浸透・高揚に努めました。

- 1. 取締役および従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制
  - ① 取締役および従業員の法令順守と社会に対する責任の認識を明確にする ため、行動原則および独占禁止法、公務員贈賄防止法その他主要な規制 法令に関連する規程を定め、順守に向けた取り組みを徹底する。
  - ② 取締役会は、すべてのステークホルダーに対する責任を果たすべく、法令、定款および取締役会規程等の社内規程に則り、経営戦略等重要事項について決定するとともに業務執行を監督する。また、監査等委員である取締役(過半数は社外取締役(独立役員))を選任して監査等委員会を設置し、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図る。
  - ③ 監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)及び監査等委員会は、内部統制の整備・運用状況を監査し、取締役(監査等委員を除く)と定期的に情報及び意見の交換を行う。
  - ④ 行動原則担当役員、コンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置 し、部門横断的な法令順守体制の確立と統括を図る。
  - ⑤ HSSE (健康・安全・危機管理・環境) の確保に関する実施状況について、 内部監査を実施するとともに各種外部監査により実施状況の検証を行う。
  - ⑥ 監査部門である監査倫理室は代表取締役へ直接のレポートラインをもち、 各部門の業務執行の統制状況、内部統制システムの有効性に対する監査 を定期的に行うとともに、その結果とその後の改善状況を監査委員会に 報告する。
  - ⑦ 財務報告の適正性及び法令順守状況等について、各取締役(監査等委員 を除く)および各部室長から、定期的に確認書等の提出を求め、代表取 締役社長は財務報告に係る内部統制の評価、報告を行う。

- ⑧ 従業員が法令順守や社会に対する責任を果たす上で問題と感じる場合に、これを相談できる内部通報制度(倫理ヘルプライン及び社外相談窓口)と代表取締役および行動原則担当取締役への直接相談制度(オープンドアポリシー)を設け、これを周知する。また、その運用にあっては通報を行った者の秘匿性の確保と不利益の防止に努めることを規程に定める。
- ⑨ 社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、これらの団体・個人への対応は人事総務部が所管し、警察などの外部機関と密接に連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 情報セキュリティおよび情報管理に関する規程を定め、その種類や重要 度に応じて適切に作成、保管、廃棄する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、安全に保管・管理する。
- ③ 情報開示に関する規程を整備し、適時かつ適切に情報を開示する体制を 構築する。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① HSSE基本方針(健康・安全・危機管理・環境についての基本方針)を定め、社長を委員長とするHSSE委員会のもとにHSSEに関する専門の委員会、部会を置いて全社的な活動をし、管理体制を定期的に監査し、改善につなげる。
- ② 当社グループを取り巻く様々な潜在的リスクについては、それらのリスクを特定・分析しその特性に応じた対応策を講じるとともに、定期的にその有効性について評価し、必要に応じて見直しを行う。
- ③ 災害や事故等の不測の事態発生時においても重要な事業を継続させるために、危機管理計画ならびに事業継続計画を定め、定期的に訓練と見直しを行う。

# 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 迅速な意思決定が行えるよう、重畳的な階層を極力排除した組織とするとともに、業務執行の重要事項については取締役会が決定する。
- ② 取締役会・経営会議並びに各取締役(監査等委員を除く)の決裁権限を明確に定め、機動的な意思決定が可能となるように、必要に応じて決裁権限委譲の手続を行う。
- ③ 重要な事項の決定に際しては、各部門の専門的見地からの意見を反映させるために、各種委員会を組織して、取締役会、経営会議並びに各決裁権限者の諮問に対する答申を行う。
- ④ 中期経営計画、年度予算等を策定し、その進捗状況を定期的に検証し、対策を講ずることを通じて効率的な業務の執行を図る。

⑤ 経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達に資するため、情報セキュリティ が確保されたIT環境を常に整備し、業務の効率化を図る。

### 5. 当社および子会社からなる企業集団の業務の適正性を確保するための体制

- ① 当社グループは、当社の行動原則、HSSE基本方針(健康・安全・危機管理・環境についての基本方針)、その他の重要な基本方針等の精神を共有し、当社と共にこれらを実践する。
- ② 子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ全体の経営における適正かつ効率的な運営を図るため、子会社管理に係る「関係会社管理規程」にこれを定める。
- ③ 子会社の業務の適正性を確保するため、必要に応じて取締役および監査 役を派遣するほか、子会社の事業運営に関する重要事項については当社 の事前承認を必要とする。
- ④ 子会社の管理責任部署を定めたうえで、管理責任部署は子会社を取り巻く様々なリスクの特定および分析を行い、それらのリスクの特性に応じた対応策を子会社各社とともにマネジメントする。その状況については適宜、経営会議へ報告することで、グループ全体におけるリスクを統括する。
- ⑤ 監査倫理室は子会社を定期的な監査の対象とし、子会社の業務執行の統制状況、内部統制システムの有効性に関する監査を行うと共に、その結果とその後の改善状況を監査委員会に報告する。
- ⑥ 子会社等の責任者に対し、財務報告の適正性及び法令順守等に係る諸施 策の実施状況について定期的に確認書の提出を求め、その実効性を確認 するとともに、定期的な見直しを行う。また、監査倫理室並びに監査等 委員による業務監査によって、実施状況の検証を行う。
- ⑦ 子会社の従業員が法令順守や社会に対する責任を果たす上で問題と感じる場合には、親会社である当社の内部通報制度(倫理ヘルプライン及び 社外相談窓口)を利用できる。
- 6. 監査等委員がその職務を補助すべき従業員を求めた場合における当該従業員に関する事項
  - ① 必要に応じ、監査等委員の職務を補助する従業員を配置する。
  - ② 前項の従業員の人数、人選等については監査等委員との間で協議のうえ 決定する。
- 7. 前号の従業員の取締役(監査等委員を除く)からの独立性および監査等委員の当該従業員に対する指示の実効性確保に関する事項
  - ① 監査等委員の職務を補助する従業員は、監査等委員の指揮・命令に服する。人事異動、処遇の変更については監査等委員会の同意を要するものとする。

- 8. 取締役及び従業員が監査等委員に報告をするための体制その他監査等委員 への報告に関する体制
  - ① 当社および子会社の役員および従業員、またはこれらの者から報告を受けた者は、当社監査等委員から業務執行について報告を求められた場合、または当社グループ経営に著しく影響を及ぼす重要事項やコンプライアンス違反等の事実が生じた場合には、定められた諸規程に則り、速やかに当社監査等委員に報告するものとする。
  - ② 前号の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを周知徹底する。
  - ③ 当社監査等委員と子会社の監査役は定期的に情報交換会を開催し、当社 グループ全体の監査の充実を図る。
  - ④ 内部通報制度の通報状況について、通報を行った者の秘匿性を確保した うえで定期的に監査等委員へ報告を行う。
- 9. 監査等委員の職務の執行について生じる費用等の処理に係わる方針に関する事項
  - ① 監査等委員の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、一定額の予算を設ける。監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

### 10. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は業務執行状況を把握するため、必要に応じ重要な会議に出席できる。また、議事録が作成された場合は、その事務局はこれを監査等委員会に送付する。
- ② 監査倫理室または会計監査人の行う監査の結果とその改善状況は、監査 等委員及び監査等委員会にも報告されるものとし、監査等委員、監査等 委員会、及び監査倫理室は会計監査人との間で定期的な情報交換を行う。

# (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、エネルギー安定供給の一翼を担う昭和シェル石油グループの東日本への石油製品の供給を担当する基幹石油精製会社であります。これからも昭和シェル石油グループの一員として同グループとの連携を一層強化し、事業の持続的発展を図るものであります。

# (3) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

資 産 <i>の</i>	部	負 債 0	) 部
	百万円		百万円
流動資産	47, 890	流動負債	54, 847
現金及び預金	669	買 掛 金	212
売 掛 金	2, 423	短期借入金	9, 700
たな卸資産	2, 303	未払法人税等	1, 129
立替揮発油税等	39, 778	未払揮発油税等 賞 与 引 当 金	36, 831 272
繰延税金資産	350	<ul><li>貝 サ カ ヨ 並</li><li>役員賞与引当金</li></ul>	9
その他	2, 365	資産除去債務	12
_ ,_	,	その他	6,678
固定資産	47, 056		,
有形固定資産	42, 151	固定負債	11, 432
建物	1, 398	長期未払金	96
構築物	5, 897	特別修繕引当金	2,816
機械及び装置	7, 060	定期修繕引当金	5, 801
土地	19, 974	退職給付に係る負債 資 産 除 去 債 務	2, 332 190
建設仮勘定	5, 992	夏座原五頂拐 その 他	190 195
その他	1, 829		130
	1,025	負債合計	66, 279
無形固定資産	79	具 頂 口 前	00, 279
<b>灬</b> //回足負性	73	純 資 産	の部
投資その他の資産	4, 825		百万円
投資有価証券	1, 206	   株 主 資 本	28. 842
退職給付に係る資産	226	Mr エ 貝 平   資 本 金	8. 415
繰延税金資産	3, 250	資本剰余金	4. 323
その他	142	利益剰余金	16, 109
		自己株式	△ 5
		この400万任刊共用計解	A 174
		その他の包括利益累計額 その他有価証券評価差額金	△ 174 98
		退職給付に係る調整累計額	△ 273
		純資産合計	28, 667
資 産 合 計	94, 947	負債及び純資産合計	94, 947

<sup>(</sup>注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 平成30年1月1日) 至 平成30年12月31日)

			百万円
		日刀口	30, 760
元 上 原 価			25, 293
一	益		5, 467
	<b>m</b>		-
販売費及び一般管理費	<del></del>		1, 314
営業利	益		4, 152
営業外収益			
受取利息及び西	. —	10	
受 取 賃 賃	<b>對</b> 料	70	
その	他	14	95
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	19	
有形固定資産外	心分損	21	
基地利戶	用 料	20	
賃借	料	12	
そ の	他	5	79
経 常 利	益		4, 169
特別利益			·
補助金川	又入	107	107
特 別 損 失			
	費用	233	
ج	他	3	236
税金等調整前当期	.—		4, 040
法人税、住民税及び		2, 125	4, 040
		•	1 000
法人税等調	整額	△ 896	1, 229
当期 純 利			2, 810
非支配株主に帰属する当			35
親会社株主に帰属する当	期純利益		2, 775

<sup>(</sup>注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(自 平成30年1月1日) 至 平成30年12月31日)

				株	主 資	本	
	資	本:	金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成30年1月1日残高		8, 4	5円 15	百万円 4,687	百万円 13,831	百万円 △ 4	百万円 26, 929
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当					△497		△497
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					2, 775		2, 775
自己株式の取得						△ 0	△ 0
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動				△364			△364
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)							
連結会計年度中の変動額合計				△364	2, 278	△ 0	1,912
平成30年12月31日残高		8, 4	15	4, 323	16, 109	△ 5	28, 842

	その化	也の包括利益。			
	その他有価証 券評価差額金	退職給付に係る 調整累計額		非支配株主持分	純資産合計
平成30年1月1日残高	百万円 161	百万円 △305	百万円 △144	百万円 2,580	百万円 29, 365
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△497
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					2, 775
自己株式の取得					△ 0
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動					△364
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 63	32	△ 30	△2, 580	△2, 610
連結会計年度中の変動額合計	△ 63	32	△ 30	△2, 580	△697
平成30年12月31日残高	98	△273	△174	_	28, 667

<sup>(</sup>注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
  - ① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

東亜テックス株式会社

- (注) 当社の連結子会社であった株式会社ジェネックスは、平成30年6月1 日付で当社に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。
- (2) 持分法の適用に関する事項
  - ① 持分法を適用しない関連会社の名称 扇島石油基地株式会社
  - ② 持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

- (3) 会計方針に関する事項
  - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - (i)有価証券
      - (イ)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
      - (ロ)その他有価証券

時価のあるもの…連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により箟定)を採用しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

(ii)たな知資産

原材料及び貯蔵品は移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
  - (i)有形固定資産

定額法を採用しております。

(ii)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、当社グループ利用のソフトウエアについては、当社グループ内 における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

#### ③ 重要な引当金の計上基準

#### (i)貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度末においては、過去の貸倒実績及び回収不能と 見込まれる債権残高がないため、計上しておりません。

#### (ii)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (iii)役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき計上しております。

#### (iv)特別修繕引当金

消防法により定期開放点検が義務づけられた油槽に係る点検修繕費用の支出に備えるため、支出実績に基づき開放点検修繕費用を見積り、 当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

## (v)定期修繕引当金

機械装置に係る定期修繕費用の支出に備えるため、支出実績に基づき 定期修繕費用を見積り、当連結会計年度末において発生していると認 められる額を計上しております。

#### ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

#### (i)退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計 年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控 除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、 退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法につい ては、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均 残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した 額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額については、 税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退 職給付に係る調整累計額に計上しております。

#### (ii)消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

		担保に供	している資産	担保に係る債務の金額		
種	類	期末帳簿価額 (百万円)	担保種類	内	容	期末残高(百万円)
土	地	6, 660	抵当権	揮発油税	延納保証	17, 989

(2) 資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 226,383百万円

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	124, 435, 000		111, 991, 500	12, 443, 500

(注) 当社は、平成30年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を 行っております。

これにより、発行済株式総数は111,991,500株減少し、12,443,500株となっております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

平成30年3月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 497百万円配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4円

 基準日
 平成29年12月31日

 効力発生日
 平成30年3月28日

平成31年3月27日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する 予定であります。

配当金の総額497百万円配当の原資利益剰余金

1株当たり配当額 40円

 基準日
 平成30年12月31日

効力発生日 平成31年3月28日

### 4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に石油事業、及び電気事業を行うための設備投資計画 に照らして必要な資金を調達しております。一時的な余資は、短期的な預 金等で運用し、短期的な運転資金は親会社からのグループファイナンス等 により調達しております。

売掛金及び未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、短期的に決済される取引条件となっております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、時価のある上場株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。

買掛金、未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資資金及び運転資金の調達を目的としたものであります。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

		連結貸借対照表 計上額(*)	時 価(*)	差額
1	立替揮発油税等	39, 778	39, 778	_
2	短期借入金	(9, 700)	(9, 700)	_
3	未払費用	(3, 315)	(3, 315)	_
4	未払揮発油税等	(36, 831)	(36, 831)	_

- (\*) 負債に記載されているものについては、( ) で示しております。
  - (注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項
    - ① 立替揮発油税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② 短期借入金、③ 未払費用、並びに④ 未払揮発油税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいこと から、当該帳簿価額によっております。

# 5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

2,304.41円

1株当たり当期純利益

223.11円

(注) 当社は、平成30年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を 行っております。

当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資 産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 6. 企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

(子会社株式の追加取得)

- (1) 取引の概要
  - ① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業

企業の名称:株式会社ジェネックス(当社の連結子会社)

事業の内容:電力の制供給

② 企業結合日

平成30年5月31日

- ③ 企業結合の法的形式 非支配株主からの株式取得
- ④ 結合後企業の名称 変更ありません。
- ⑤ その他取引の概要に関する事項 追加取得した株式の議決権比率は40%であり、当該取引により株式会社ジェネックスを当社の完全子会社といたしました。当該追加取得は、事業における経営の効率化と収益力向上を図るためのものであります。

## (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項 取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 1,715百万円

取得原価

1.715百万円

- (4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項
  - ① 資本剰余金の主な変動要因 子会社株式の追加取得
  - ② 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額 364百万円

(連結子会社の吸収合併)

#### (1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業 (存続会社)

企業の名称:東亜石油株式会社

事業の内容:石油精製 被結合企業(消滅会社)

企業の名称:株式会社ジェネックス

事業の内容:電力の卸供給

② 企業結合日

平成30年6月1日

③ 企業結合の法的形式

東亜石油株式会社を存続会社、株式会社ジェネックスを消滅会社とする吸収合併(簡易合併・略式合併)

4 結合後企業の名称 東亜石油株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

本合併は、事業における経営資源の統合および更なる業務の効率化により 一層の連携の強化を図るために行ったものであります。

#### (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理をしております。

なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

# 貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

資産の部負債の部								
資産の	) 部	負債の	部					
	百万円		百万円					
流動資産	47, 382	流動負債	54, 849					
現金及び預金	160	買掛金	206					
売 掛 金	2, 419	短期借入金	9, 700					
原材料及び貯蔵品	2, 302	未 払 金 未 払 費 用	367 3, 356					
前 渡 金	138	未 払 負 用 未 払 法 人 税 等	3, 356 1, 129					
前払費用	301	未払消費税等	2, 560					
繰延税金資産	347	未払揮発油税等	36, 831					
関係会社短期貸付金	180	賞与引当金	262					
未収入金	398	役員賞与引当金	9					
立替揮発油税等	39, 778	資産除去債務	12					
その他	1, 356	その他	411					
	_, ~~	固定負債	11, 382					
   固定資産	47, 354	長期未払金	11, <b>362</b> 96					
有形固定資産	42, 138	退職給付引当金	2, 282					
建物	1, 398	特別修繕引当金	2, 816					
構築物	5, 897	定期修繕引当金	5, 801					
油槽	1,630	資産除去債務	190					
機械及び装置	7, 060	その他	195					
車両運搬具	6	負 債 合 計	66, 232					
工具、器具及び備品	178		·					
土地	19, 974	純 資 産	の部					
建設仮勘定	5, 992		百万円					
	3, 002	44 - 22 - 14						
無形固定資産	78	株 主 資 本   資 本 金	28, 407 8, 415					
ソフトウェア	71	資本剰余金	4, 687					
その他	6	資本準備金	4, 687					
		利益剰余金	15, 310					
投資その他の資産	5, 138	利益準備金	499					
投資有価証券	706	その他利益剰余金	14, 810					
関係会社株式	540	固定資産圧縮積立金	668					
長期前払費用	37	繰越利益剰余金 自己株式	14, 142 △ 5					
前払年金費用	650	自己株式  評価・換算差額等	23 98					
繰延税金資産	3, 100	その他有価証券評価差額金	98					
その他	103							
	100	純資産合計	28, 505					
資 産 合 計	94, 737	負債及び純資産合計	94, 737					
		1						

<sup>(</sup>注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 平成30年1月1日) 至 平成30年12月31日)

	百万円	百万円
売 上 高		29, 633
売 上 原 価		24, 399
売 上 総 利 益		5, 234
販売費及び一般管理費		1, 225
営 業 利 益		4, 008
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当会	金 1,910	
ح	他 84	1, 995
営 業 外 費 用		
支 払 利	息 17	
有形固定資産処分割	損 20	
基地利用	料 20	
賃 借 #	料 12	
ج	他 5	76
経 常 利 益		5, 927
特 別 利 益		
補 助 金 収 🧷	入 107	107
特 別 損 失		
抱合せ株式消滅差	損 17	
設 備 復 旧 費 )	用 233	250
税引前当期純利	益	5, 783
法人税、住民税及び事業を	税 2,027	
法人税等調整	額 △ 839	1, 188
当期純利	益	4, 595

<sup>(</sup>注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 平成30年1月1日) 至 平成30年12月31日)

			株 :	主	· 本	:	
			割余金	利		則 余	金
	資本金	資 太	資 本	利益	その他利	益剰余金	利益剰余金
		資 本準備金	資本 金計	準備金	固 定 資 産 圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金	合 計
平成30年1月1日残高	百万円 8,415	百万円 4,687	百万円 4,687	百万円 499	百万円 688	百万円 10,024	百万円 11, 212
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△497	△497
固定資産圧縮積立金の積立					74	△ 74	_
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 95	95	_
当 期 純 利 益						4, 595	4, 595
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	_	_			△ 20	4, 118	4, 098
平成30年12月31日残高	8, 415	4, 687	4, 687	499	668	14, 142	15, 310

	株	主	資	本	評価・換	算差額等	
	自己株	式	株主	資本合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
平成30年1月1日残高	Ž	万円 4		百万円 24, 310	百万円 161	百万円 161	百万円 24, 471
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△497			△497
固定資産圧縮積立金の積立				_			_
固定資産圧縮積立金の取崩				_			_
当期純利益				4, 595			4, 595
自己株式の取得	Δ	0		△ 0			△ 0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)					△ 63	△ 63	△ 63
事業年度中の変動額合計	Δ	0		4, 097	△ 63	△ 63	4, 034
平成30年12月31日残高	Δ	5		28, 407	98	98	28, 505

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
  - ① 有価証券
    - (i)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
    - (ii)その他有価証券

時価のあるもの…当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価 差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は 移動平均法により筧定)を採用しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

原材料及び貯蔵品は移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価 切下げの方法)を採用しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産 定額法を採用しております。
  - ② 無形固定資産

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについて は、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しており ます。

- (3) 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末においては、過去の貸倒実績及び回収不能と見込まれる債権残高がないため、計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき 計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき計上しております。

#### ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の 年数 (13年) による定額法により費用処理しております。

#### ⑤ 特別修繕引当金

消防法により定期開放点検が義務づけられた油槽に係る点検修繕費用の支出に備えるため、支出実績に基づき開放点検修繕費用を見積り、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

#### ⑥ 定期修繕引当金

機械装置に係る定期修繕費用の支出に備えるため、支出実績に基づき定 期修繕費用を見積り、当事業年度末において発生していると認められる 額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

# 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

4.5		担保に供	している資産	担保に係る債務の金額			
種	類	期末帳簿価額 (百万円)	担保種類	内	容	期末残高(百万円)	
土	地	6,660	抵当権	揮発油税	延納保証	17, 989	

(2) 資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額

有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 226,211百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 43,563百万円 短期金銭債務 10,150百万円

長期金銭債務 96百万円

# 3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

営業費用

営業取引以外の取引高

27,726百万円

4,441百万円

2,084百万円

# 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における自己株式の数

株式の種類 当事業年度期首		増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	28, 242	2, 413	27, 433	3, 222

- (注) 1. 当社は、平成30年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。
  - 2. 株式数の増加2,413株は、株式併合前に行った単元未満株式の買取りによる増加2,240株、株式併合後に行った単元未満株式の買取りによる増加173株であります。
  - 3. 株式数の減少27,433株は株式併合による減少27,433株であります。

# 5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

# 繰延税金資産

1-1-01	V/	
※一番	1/25	₩:
7加製	=	ľŦ.

89百万円
7百万円
80百万円
15百万円
155百万円
347百万円
861百万円
498百万円
1,774百万円
272百万円
166百万円
3,572百万円
3,919百万円
△125百万円
3,794百万円
△43百万円
△303百万円
△346百万円
3,447百万円

#### 6. 関連当事者との取引に関する注記

#### (1) 親会社及び主要株主(会社等に限る)等

種類	会社等の名称	議決権等 の 所 有 (被所有) 割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
			て計画部でき	受託精製料(1)	23, 129	売掛金	2, 081
				受託発電料(2)	2, 348	買掛金	206
				燃料購買(3)	2, 089	未払費用	15
	被所有電	石油精製受託 電力供給受託 燃料仕入 電力受給 資金の借入	電力購買(4)	1, 192	立替揮発油税 等	39, 778	
	直接50.15%		賃借料(5)	218	短期借入金	9, 700	
			責金の信人	揮発油税等(6)	117, 731		
				資金の借入(7)	_		
			支払利息(7)	17			

#### (2) 子会社及び関連会社

種 類	会社等の名称	議決権等 の 所 有 (被所有) 割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
				電力·蒸気購入(8)	956	未払費用	_
	所有 直接100% 電力等の購入 燃料販売 資金の貸付	燃料販売(9)	2, 249	売掛金	_		
			資金の貸付(10)	1, 748	関係会社 短期貸付金	_	
				受取利息(10)	3	未収入金	_
関連会社 扇島石油基地				基地利用料(11)	20	未払費用	1
	百自 大油 甘 坤/卅	万油基地㈱ 所有 直接50% 資金の貸付	資金の貸付	資金の貸付(12)	_	短期貸付金	180
	羽局 <b>石</b>			受取利息(12)	6	未収利息	_
			施設撤去費用(13)	_	長期未払金	96	

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 当社と昭和シェル石油㈱とは石油精製の受委託契約を締結しており、受託料は協議により決定しております。
- (2) 当社と昭和シェル石油㈱とは発電の受委託契約を締結しており、受託料は協議により決定しております。
- (3) 当社は、昭和シェル石油㈱より㈱ジェネックス向けの燃料を仕入れ、取引価格は市況を勘案し決定しております。
- (4) 当社は、昭和シェル石油㈱より東京電力エナジーパートナー㈱向けの電気を仕入れ、取引価格は発電用燃料費用を勘案の上、契約に基づいて決定しております。
- (5) 当社と昭和シェル石油㈱とは設備・土地を賃借する賃貸借契約を締結しており、賃借料は年度協議により決定しております。
- (6) 立替揮発油税等については、当社より出荷し、昭和シェル石油㈱が販売している石油製品に係る税金の立替であり、揮発油税法に定める支払条件と同様であります。 なお、川崎南税務署への揮発油税及び地方揮発油税の納期限延長のために担保(15,297百万円)の提供を受けております。
- (7) 昭和シェル石油㈱の運営するCMS (キャッシュ・マネージメント・サービス) に参加して、 資金の貸借取引を行っております。取引金利については、市場金利を勘案して合理的に 決定しております。

- (8) 電力等の購入における価格については、市況等を勘案の上、契約に基づいて決定しております。
- (9) 燃料の販売における価格については、市況等を勘案の上、契約に基づいて決定しております。
- (10) 資金の貸付における取引金利については、市場金利を勘案して決定しております。
- (11)当社は、出資比率に応じた設備の利用権を保有しており、利用料は年度協議により決定しております。
- (12)貸付金に対する受取利息については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。
- (13) 施設撤去費用の積算額に基づき、出資比率に応じて決定しております。

上記金額のうち、昭和シェル石油㈱及び㈱ジェネックスの取引金額は消費税等を含まず、期 末残高は消費税等を含んで表示しております。

扇島石油基地㈱の取引金額及び期末残高には消費税等を含まず表示しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

2,291.41円

1株当たり当期純利益

369.42円

- (注) 1. 当社は、平成30年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。
  - 2. 当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資 産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

### 8. 企業結合に関する注記

連結計算書類「注記事項(企業結合に関する注記)」に記載しているため、注記を省略しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成31年2月12日

(EII)

東亜石油株式会社

取締役会御中

### PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員公認会計士 齊藤 剛 印

#記載日本報報 指定有限責任社員 業務執行社員公認会計士 加藤 達也

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東亜石油株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算

書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これに は、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に 表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが 含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東亜石油株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監查人監查報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成31年2月12日

東亜石油株式会社

取締役会 御中

# PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員公認会計士 齊藤 剛 印業務執行社員公認会計士 齊藤

指定有限責任社員公認会計士 加藤 達也 印業務執行社員公認会計士 加藤

業務新刊工具 指定有限責任社員 <sub>業務執行社員</sub>公認会計士 大橋 佳之 即

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東亜石油株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第146期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することに ある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びそ の附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統 制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書級及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した と判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

スー<u>ト</u>

# 監查等委員会監查報告書謄本

# 監査報告書

当監査等委員会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第146 期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方 法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる 事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されてい る体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築 及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求 め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部 監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、取締役会その他重要 な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況につ いて報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲 覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査い たしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役 等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業 の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意 した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他に おける審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えまし た。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違 反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当 であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当 であると認めます。

平成31年2月13日

東亜石油株式会社 監査等委員会

監査等委員 熊坂 真紀

監査等委員 木村 滋 印

監査等委員 中村 新 印

(注) 監査等委員 木村 滋及び中村 新は、会社法第2条第15号に定める 社外取締役であります。

以 上

(EII)

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

## 第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当社を取り巻く環境は依然として厳しいものがありますが、当事業年度の業績と今後の事業展開等を勘案し下記のとおりといたしたいと存じます。

- 1. 期末配当に関する事項
  - (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金40円 総額497,611,120円
  - (2) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成31年3月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
  - (1) 決算期を親会社と統一し、当社における決算等の業務効率化を図ることを目的とし、現行定款第8条、第10条、第33条、第34条、第35条に所要の変更を行うものであります。
  - (2) 事業年度の変更にかかる経過的な措置として、附則に所要の規定を設けるものであります。
- 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株 式	第2章 株 式
(基準日) 第8条 当会社の定時株主総会の議決権 の基準日は、毎年 <u>12月</u> 31日とする。	(基準日) 第8条 当会社の定時株主総会の議決権 の基準日は、毎年 <u>3月</u> 31日とする。
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(株主総会の招集) 第10条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>3月</u> にこれを招集し、臨時株主総 会は、必要あるときに随時これを 招集する。	(株主総会の招集) 第10条 当会社の定時株主総会は、毎年 6月にこれを招集し、臨時株主総 会は、必要あるときに随時これを 招集する。

現行定款	変更案
第6章 計 算	第6章 計 算
(事業年度および決算期) 第33条 当会社の事業年度は、毎年 <u>1月</u> 1日から <u>12月</u> 31日までの1年と し、事業年度末日を決算期とする。	(事業年度および決算期) 第33条 当会社の事業年度は、毎年 <u>4月</u> 1日から <u>3月</u> 31日までの1年と し、事業年度末日を決算期とする。
(剰余金の配当の基準日) 第34条 当会社の期末剰余金の配当の基 準日は、毎年 <u>12月</u> 31日とする。	(剰余金の配当の基準日) 第34条 当会社の期末剰余金の配当の基 準日は、毎年 <u>3月</u> 31日とする。
(中間配当の基準日) 第35条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>6月</u> 30日を基準日として中間配当を行うことができる。	(中間配当の基準日) 第35条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>9月</u> 30日を基準日として中間配当を行うことができる。
(新設)	附則       (事業年度変更に伴う基準日に関する経過措置)       第2条 第8条および第34条の規定の変更は、平成31年4月1日からその効力を生じる。
(新設)	(事業年度変更に伴う株主総会の招集に 関する経過措置) 第3条 第10条の規定の変更は、平成31 年 (2019年) 7月1日からその効 力を生じる。
(新設)	(事業年度変更に伴う取締役の任期に関する経過措置) 第4条 第18条の規定にかかわらず、平成30年3月27日開催の第145期定時株主総会において選任された監査等委員である取締役(補欠の監査等委員である取締役を含む)および平成31年3月27日開催の第146期定時株主総会において選任された取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、第147期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変 更 案
(新設)	(事業年度変更に伴う経過措置) 第5条 第33条 (事業年度) の規定にか かわらず、第147期事業年度は、平 成32年 (2020年) 3月31日までの 15ヵ月間とする。
(新設)	(事業年度変更に伴う基準日に関する経過措置) 第6条 第35条 (中間配当) の規定にかかわらず、第147期事業年度の中間配当の基準日は6月30日とする。
(新設)	第7条 本附則第2条から本条までの規定は、第147期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。

# 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

取締役全員(監査等委員である取締役を除く)(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

(昭和30年6月5日生) 平成30年3月 同任専務執行役員 エネルギーソリューション事業 C00 (現職) (選任理由) 昭和シェル石油株式会社専務執行役員エネルギーソリューション事業C00等を務めるなど豊富な経験に基づく実践的な視点から当社の取締役として適切に遂行していただけるものと判断しております。 昭和56年4月 昭和石油株式会社入社平成14年6月 昭和シェル石油株式会社東京エリアサービスマネジャー 平成19年9月 同社関東支店長平成17年4月 同社関東支店長平成21年3月 同社執行役員 正成23年3月 同社執行役員 正成23年3月 司社教行役員	候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
昭和シェル石油株式会社専務執行役員エネルギーソリューション事業COO等を務めるなど豊富な経験に基づく実践的な視点から当社の取締役として適切に遂行していただけるものと判断しております。 昭和56年4月 昭和石油株式会社入社平成14年6月 昭和シェル石油株式会社東京エリアサービスマネジャー平成17年4月 同社東北エリアマネジャー平成19年9月 同社東東支店長平成1年3月 同社執行役員 平成21年3月 日社執行役員 平成21年3月 出社財統役	1	濱 元 節	平成15年10月 昭和シェル石油株式会社営業企 画部長 平成16年9月 同社新潟エリアマネジャー 同社理事製造部長 同社執行役員 同社常務執行役員 同社常務執行役員 同社常勤監査役 同社執行役員エネルギーソリューション事業C00 (現職)	0株
	2	白 木 郁	昭和シェル石油株式会社専務執行役員エネルギーソリューション事業C00等を務めるなど豊富な経験に基づく実践的な視点から当社の取締役として適切に遂行していただけるものと判断しております。 昭和56年4月 昭和石油株式会社入社平成14年6月 昭和シェル石油株式会社東京エリアサービスマネジャー平成17年4月 同社東北エリアマネジャー平成19年9月 同社関東支店長平成21年3月 同社教行役員平成23年3月 当社取締役平成28年3月 当社取締役平成28年3月 当社取締役(現職) (選任理由) 当社本社部門における人事・経営企画・経理財務部門などを統括するなど当社における豊富な	6,800株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
3	はし あき ひこ 枦 昭 彦 (昭和35年12月14日生)	昭和59年4月 平成15年4月 平成15年4月 平成21年4月 平成21年4月 平成23年10月 平成28年3月 当社京浜製油所管理部長 当社取締役(現職) (選任理由) 当社京浜製油所長を務めるなど豊富な業務経験	2,200株
		と高度な専門知識をもとに当社の取締役として 引き続き適切に遂行していただけるものと判断 しております。	
4	しし ど やす ゆき 宍 戸 康 行 (昭和42年1月23日生)	平成4年4月 当社入社 平成20年1月 当社京浜製油所製造管理部製造 企画課長 平成21年9月 当社経営企画室長 平成28年3月 当社経営企画室長 兼 経理財務 部長(現職) (選任理由) 当社経営企画室長・経理財部長を務めるなど豊富な業務経験と経営全般に関する知見をもとに 当社の取締役として適切に遂行していただける ものと判断しております。	0株
5	おお た よしひこ 太 田 義 彦 (昭和42年7月3日生)	平成4年4月 昭和シェル石油株式会社入社 平成23年9月 同社製造部企画課長 平成27年12月 同社統合準備室サブリーダー 平成28年4月 同社統合準備室担当副室長 平成29年4月 同社統合準備室担当副室長 (選任理由) 昭和シェル石油株式会社製造部長を務めるなど 豊富な業務経験と高度な専門知識をもとに当社 の取締役として適切に遂行していただけるもの と判断しております。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 現在当社の取締役である各候補者の当社における地位および担当は、事業報告「4.(1)取締役の氏名等」(10頁)に記載のとおりであります。
  - 3. 各候補者の過去5年間および現在の当社親会社である昭和シェル石油株式会社における業務執行者としての地位および担当については、略歴、地位、担当および重要な兼職の状況に記載のとおりであります。
  - 4. 取締役候補者 太田義彦氏が取締役に選任された場合には、会社法第 427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責 任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額 は、法令の定める額であります。

## 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

ガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査等委員である取締役1名 を増員することといたしたく、取締役1名の選任をお願いするものであり ます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。 取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
く ぼ けい いち 久 保 惠 一 (昭和28年11月13日生)	昭和51年4月 等松・青木監査法人(現. 有限責任財産法人トーマツ)入所 平成2年6月 監査法人トーマツパートナー 平成19年6月 監査法人トーマツ経営会議メンバー 平成21年4月 デロイトトーマツリスクサービス株式会社代表取締役社長 平成24年4月 中央大学大学院国際会計研究科客員教授 平成27年1月 公認会計士久保惠一事務所開設(選任理由) 公認会計士として財務・会計についての高度な能力見識を有していることに加えて、コンサルティングをの豊富な業務経験から、当社の監査等委員である社会取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。	大 文 見 0株

- (注) 1. 候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 監査等委員である取締役の候補者 久保惠一氏は会社法施行規則第2条 第3項第8号に定める社外取締役の候補者であります。
  - 3. 監査等委員である取締役の候補者 久保惠一氏と当社は、会社法第427 条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任 限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、 法令の定める額であります。

### 第5号議案 会計監査人の選任の件

監査等委員会の決定に基づき、当社の会計監査人について、本株主総会終結のときをもって任期満了となるPwCあらた有限責任監査法人に代えて、新たに有限責任監査法人トーマツの選任をお願いするものであります。

1. 新たな監査法人として有限責任監査法人トーマツを候補者とした理由 平成31年4月に予定されている昭和シェル石油株式会社と出光興産株 式会社の経営統合により当社は出光興産株式会社の連結子会社となるこ とをうけ、会社法ならびに金融商品取引法上の監査法人を親会社と同じ 監査法人とすることにより円滑な連携と効率性を高めることが期待でき ると判断したためであります。

## 2. 会計監査人候補者

会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在場所、沿革等は、次のとおりであります。

名 称	有限責任監査法	去人トーマツ	
主たる事務所	東京都千代田区	東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング	
沿革		等松・青木監査法人設立 トウシュ ロス インターナショナル (TRI) へ 監査法人トーマツに名称変更 有限責任監査法人へ移行し、有限責任監査法 ツに名称変更	
概要	資本金 構成人員 監査関与会社	968百万円 (平成30年5月31日現在) 6,787名 (平成30年5月31日現在) パートナー (特定社員51名を含む) 専門職 事務職 合計 上記のうち、 公認会計士 公認会計士試験合格者 (会計士補を含む) 3,338社 (平成30年5月31日現在)	578名 5,948名 261名 6,787名 3,334名 1,233名

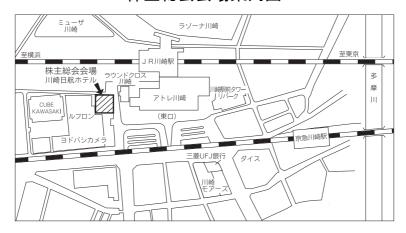
# 第6号議案 役員賞与の支給の件

当期末時点の取締役4名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額11,200千円を支給することといたしたいと存じます。

以上

〈メ モ 欄〉	

# 株主総会会場案内図



- 所在地 神奈川県川崎市川崎区日進町1番地 川崎日航ホテル 11階「橘」
   電話 044(244)5941
- 2. 交 通 JR川崎駅東口下車徒歩1分 京急川崎駅下車徒歩5分

